

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

優先交渉権者選定結果

平成29年3月21日

浜松市上下水道部

目次

1	事業概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	本事業の対象施設	1
(3)	公共施設等の管理者の名称	1
(4)	事業方式	1
(5)	事業範囲	1
(6)	事業期間	2
2	経緯	3
3	優先交渉権者の選定方法	3
(1)	選定方法の概要	3
(2)	審査の進め方	4
(3)	優先交渉権者の選定の体制及び選定経緯	4
(4)	資格審査	5
(5)	提案審査	6
(6)	優先交渉権者の選定	7
4	優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価	8

1 事業概要

(1) 事業名称

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業

(2) 本事業の対象施設

- ① 西遠浄化センター
- ② 浜名中継ポンプ場
- ③ 阿蔵中継ポンプ場

(3) 公共施設等の管理者の名称

浜松市長 鈴木 康友

(4) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。

(5) 事業範囲

本事業の範囲は以下のアからウに掲げるものとする。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

(ア) 経営に係る業務

- ・事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- ・委託等
- ・利用料金の収受
- ・モニタリング
- ・危機管理及び技術管理
- ・環境対策及び地域貢献

(イ) 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・更新
- ・長寿命化
- ・附設

(ウ) 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- ・修繕
- ・維持

イ 附帯事業

附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事

業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の実施義務を定めることとする。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

運営権者は、募集要項別紙2に示す敷地の範囲内において関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で、任意事業を提案することができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずること。なお、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て運営権者の責によるものとする。

任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合は、運営権者が相当額を負担する。

なお、任意事業を行うに当たっては、運営権者は、市と公有財産賃貸借契約を締結しなければならない。

(6) 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の20年を経過する日が属する事業年度の末日までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は平成30年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は平成50年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

イ 本事業期間の延長

不可抗力事象発生や市の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により募集要項第2(8)ウの規定の範囲内で両者が合意した合理的な期間だけ、本事業期間を延長することができる。なお、合意延長の実施は1回に限るものではない。

ウ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日までとする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

2 経緯

優先交渉権者選定までの主な経緯は、以下のとおりである。

時 期	内 容
平成 27 年 6 月 1 日	実施方針素案の公表
平成 27 年 12 月 11 日	実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表
平成 28 年 2 月 29 日	実施方針の公表、特定事業の選定・公表
平成 28 年 5 月 31 日	募集要項等の公表
平成 28 年 8 月 16 日～8 月 23 日	参加資格審査書類及び提案概要書の提出
平成 28 年 8 月 30 日	参加資格審査結果の通知 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査結果の通知
平成 28 年 9 月 5 日～11 月 7 日	現地調査の実施 (当初は浄化センター 2 回、ポンプ場 1 回としたが、応募者からの要望を受け、浄化センターの調査を各グループ 1 回追加実施した。)
平成 28 年 9 月 15 日～11 月 4 日	競争的対話の実施 (当初は 2 回としたが、応募者からの要望を受け、各グループ 1 回追加実施した。)
平成 28 年 12 月 1 日～12 月 5 日	提案書類の提出
平成 29 年 3 月 21 日	優先交渉権者の選定

3 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定方法の概要

本事業は、浜松市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱において定められる高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務であり、かつ本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務に該当することから、プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価した。

(2) 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施した。

- ① 資格審査：応募資格の有無を確認した。
- ② 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査：参加資格があるとされた者が附帯事業及び任意事業を提案する場合、提案概要書に基づき、市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、政策的観点からその実施可否を判断した。
- ③ 提案審査：応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認した。「総合審査」では、提案内容（運営権対価含む）を様々な視点から総合的に評価した。

(3) 優先交渉権者の選定の体制及び選定経緯

資格審査及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査については、「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業PFI専門委員会」（以下「PFI専門委員会」という。）が実施する。PFI専門委員会は、学識経験等を有する者で構成され、PFI専門委員会において決定した優先交渉権者選定基準に基づいて提案内容（運営権対価含む）の審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定した。市は、PFI専門委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者として決定した。

PFI専門委員会の専門委員及び開催経緯は、以下のとおりである。

<専門委員>

委員長	森田 弘昭	（日本大学生産工学部 土木工学科 教授）
副委員長	寺田 賢次	（浜松市水道事業及び下水道事業管理者）
委員	佐古 猛	（静岡大学 工学部長）
委員	細川 顕仁	（日本下水道事業団 研修センター所長）
委員	山口 直也	（青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授）
委員	松原 剛史	（浜松市財務部長）（平成27年度は 小柳 太郎）
委員	田中 文雄	（浜松市環境部長）

<開催経緯>

第1回	平成27年7月31日	（委員長選出、優先交渉権者選定の基本的な考え方の審議）
第2回	平成27年10月26日	（提案及び評価の方法の審議）
第3回	平成28年1月21日	（実施方針、特定事業の選定の審議）
第4回	平成28年3月28日	（優先交渉権者選定基準、募集要項の審議）
第5回	平成29年1月16日	（提案書類の審議）
第6回	平成29年2月12日	（プレゼンテーション及び質問回答）
第7回	平成29年3月17日	（優先交渉権者及び次点交渉権者の選定）

(4) 資格審査

ア 資格審査

資格審査には、以下の2グループより応募があった。

ヴェオリア・JFEエンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループ（以下「Aグループ」という。）

代表企業	ヴェオリア・ジャパン株式会社
コンソーシアム構成員	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
コンソーシアム構成員	JFEエンジニアリング株式会社
コンソーシアム構成員	オリックス株式会社
コンソーシアム構成員	東急建設株式会社
コンソーシアム構成員	須山建設株式会社

日立・ウォーターエージェンシーグループ（以下「Bグループ」という。）

代表企業	株式会社日立製作所
コンソーシアム構成員	株式会社ウォーターエージェンシー

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認した。この結果、いずれのグループも募集要項に示される応募者の参加資格要件を満たしていることを確認し、平成28年8月30日に参加資格確認結果の通知を行った。

確認事項	確認内容
応募者の構成	<ul style="list-style-type: none">複数の企業によって構成されるグループが「募集要項第3-3-(1) 応募者の構成」に示す各項目を満たしているか、確認した。いずれのグループも、「募集要項第3-3-(1) 応募者の構成」に示す各項目を満たしていることを確認した。
応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	<ul style="list-style-type: none">コンソーシアムが「募集要項第3-3-(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格」の各項目を満たしているか、確認した。いずれのグループも、「募集要項第3-3-(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格」に示す各項目を満たしていることを確認した。
応募企業又は代表企業に求められる要件	<ul style="list-style-type: none">コンソーシアムが「募集要項第3-3-(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件」に示す各項目を満たしているか、確認した。いずれのグループも、「募集要項第3-3-(3) 応募企業又は代表企業に求められる実績要件」に示す各項目を満たしていることを確認した。

イ 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

資格審査を実施するにあたり、審査に参加する応募者に対して、提案概要書の作成及

び提出を求めた。

提案概要書のうち附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断した。なお、提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案書の内容を拘束するものではない。また、市は、提案概要書を評価の対象としていない。

この結果、うち1グループより2つの附帯事業及び2つの任意事業に関する提案があり、市はいずれも提案可と判断し、平成28年8月30日に附帯事業及び任意事業に関する予備的審査の結果通知を行った。

(5) 提案審査

提案審査には、資格審査を通過したAグループ及びBグループからの審査書類の提出があった。提案審査は、市が行う基礎審査及びPFI専門委員会が行う総合審査で構成されている。

ア 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、提案審査参加者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを市が確認した。

この結果、市はいずれのグループも条件を満足し、総合審査の対象とすることと判断した。

確認項目	確認内容
一般事項	①要求した提出書類が全て揃っていること。 ②指定した様式に必要な事項が記載されていること。 ③提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 ④本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。
特別目的会社の構成	⑤代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 ⑥構成企業の議決権比率の合計が100%であること。
事業計画の妥当性	⑦資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。 ⑧算出根拠が明示されていること。
任意事業 (提案がある場合)	⑨運営権設定対象施設の機能を阻害するような提案となっていないこと。

イ 総合審査

提案審査書類における提案項目、評価項目及び評価の視点は、優先交渉権者選定基準に記載したとおりである。

PFI専門委員会が決定した提案審査参加者の得点は、以下のとおりである。

項目	配点	Aグループ	Bグループ
I 施設運営方針に関する項目	60	45.54	33.93
1 全体事業計画	15	12.32	9.64
2 業務体制等	15	11.79	7.50
3 収支計画等の妥当性	20	12.86	11.43
4 地域貢献（地域の活性化）	10	8.57	5.36
II 事業提案（計画）に関する項目	100	62.32	58.04
1 LCC縮減に関する妥当性	20	10.00	10.71
2 改築に関する項目	30	21.07	15.89
(1)実水量に応じたポンプ設備の改築技術	5	3.75	2.86
(2)環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術	20	13.57	10.71
(3)施設管理業務の効率化に関する中央監視設備の改築技術	5	3.75	2.32
3 維持管理に関する項目	30	16.25	21.44
(1)負荷変動に対応する強靱な下水処理	15	7.50	11.79
(2)持続性のある汚泥処理	10	5.71	6.79
(3)設備保全及び環境保全のための効果的な対策	5	3.04	2.86
4 リスク対応、モニタリング	20	15.00	10.00
(1)リスクへの対応	10	7.86	6.79
(2)適正な管理	10	7.14	3.21
III 運営権対価に関する項目	40	40.00	19.20
合計	200	147.86	111.17

(6) 優先交渉権者の選定

P F I 専門委員会は、総合審査によって決定した得点をもとに、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定した。市は、P F I 専門委員会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した。

優先交渉権者	ヴェオリア・J F E エンジ・オリックス・東急建設・須山建設グループ
次点交渉権者	日立・ウォーターエージェンシーグループ

なお、優先交渉権者が提案した運営権対価は、以下のとおりである。

運営権対価の額 2, 500 百万円（税抜）

4 優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価

市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額（以下「PSC」という。）を現在価値に換算したものと、選定された提案に基づき公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額（以下「PFI-LCC」という。）を現在価値に換算したものとを比較した結果、14.4%の縮減が期待できることが確認された。

VFMの算定結果は、以下のとおりである。

項目	Aグループ
①PSC（現在価値ベース）	60,047百万円
②PFI-LCC（現在価値ベース）	51,390百万円
③VFM（金額）	8,656百万円
④VFM（割合）	14.4%

※VFM(Value For Money) $(③VFM) = (①PSC) - (②PFI-LCC)$

※表中に用いた金額は、各項目百万円未満を四捨五入して表示した。